

令和8年度

次世代計算科学グランドリーチプログラム  
区分D（重要技術領域早期開発区分）

公 募 要 領



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和8年4月

## 目 次

1. 事業の背景・目的	- 1 -
2. 事業の概要	- 3 -
3. 募集内容	- 3 -
(1) 対象機関	- 3 -
(2) 申請者	- 4 -
(3) 区分Dの概要及び他の区分との重複について	- 5 -
(4) 事業期間	- 7 -
(5) 事業規模	- 7 -
(6) 採択予定件数	- 7 -
4. 申請要件	- 9 -
5. 補助対象経費	- 12 -
6. 公募期間	- 13 -
7. 公募説明会の実施、質問回答	- 13 -
(1) 公募説明会の実施	- 13 -
(2) 質問回答	- 13 -
8. 審査方法、審査基準、交付手続等	- 15 -
(1) 審査方法	- 15 -
(2) 審査基準	- 15 -
(3) 委員の遵守事項	- 15 -
(4) 選定結果の通知	- 16 -
(5) 交付手続等	- 16 -
(6) 情報公開等	- 16 -
9. 提出資料・提出期限等	- 16 -
(1) 申請書類	- 16 -
(2) 申請方法	- 17 -
(3) 提出期限	- 17 -
(4) 留意事項	- 17 -
10. 留意事項（補助対象事業）	- 19 -
(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	- 19 -
(2) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	- 21 -

(3) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処) .....	21
(4) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	23
(5) 繰越について .....	23
(6) 府省共通経費取扱区分表について .....	23
(7) 費目間流用について .....	24
(8) 年度末までの研究期間の確保について .....	24
(9) 間接経費について .....	24
(10) 研究設備・機器の共用促進について .....	25
(11) 博士課程学生の処遇の改善について .....	26
(12) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	27
(13) 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について .....	28
(14) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等につ いて .....	28
(15) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	29
(16) URA 等のマネジメント人材の確保について .....	30
(17) 社会との対話・協働の推進について .....	30
(18) 研究データマネジメントについて .....	30
(19) 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	31
(20) 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について .....	31
(21) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に 基づく体制整備について .....	32
(22) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に 基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について .....	32
(23) 不正使用及び不正受給への対応 .....	33
(24) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措 置 .....	35
(25) 関係法令等に違反した場合の措置 .....	35
(26) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制 整備について .....	35
(27) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組 状況に係るチェックリストの提出について .....	35
(28) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究 活動における不正行為に対する措置について .....	36
(29) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	38
(30) 競争的研究費改革について .....	39
<b>11. e-Rad の利用方法 (補助対象課題のみ)</b> .....	40

(1) e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について .....	- 40 -
(2) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて .....	- 42 -
(3) e-Rad からの内閣府への情報提供等について .....	- 42 -
(4) 研究者情報の researchmap への登録について .....	- 43 -
<b>12. 問合せ先</b> .....	- 44 -
<b>13. スケジュール (予定)</b> .....	- 44 -

## 1. 事業の背景・目的

近年、計算科学分野を取り巻く環境は、生成AIの急速な普及や科学研究におけるAIの利活用（AI for Science）の加速に加え、それらに伴う計算資源需要の急増やエネルギー問題など、数多くの課題に直面している。また、その手技・手法の面においても、演算部の多様化（ヘテロジニアス・コンピューティング）の進展や、シミュレーションとAIの融合といった新たな局面を迎えている。こうした中、世界各国では計算科学やAIを活用した科学的成果の創出や産業応用・事業展開に向けた動きが一層加速しており、我が国としても、これらの国際的動向に立ち遅れることなく対応していく必要がある。

開発環境に目を向けると、現在ではアプリケーション開発を含む情報分野の開発の多くが、国際的に開放されたオープンソースのプラットフォーム（GitHub、Hugging Face等）上で、協調的に行われている。これらのプラットフォーム上では、コミュニティ内でのユーザ数の拡大やフォーク開発の広がり等を通じて、ボトムアップ型のエコシステムが形成されており、各プロダクト開発者の貢献度やユーザの広がりも、間接的に可視化されている。このような巨大なソフトウェアエコシステムの中で、我が国の研究者、エンジニア、事業者等が高いプレゼンスを発揮することは、各分野における標準化に向けた議論への参画や、国内外のユーザの獲得・拡大にも繋がる。その結果として、科学技術分野における国際的な影響力の向上や、オープン&クローズ戦略を通じた経済的利益の創出など、我が国に多面的な便益をもたらすことが期待される。

一方で、こうしたオープンソース開発が主流となる中であって、海外企業を中心に、商用アプリケーションにおける水平統合（マルチモーダル化）や、開発環境を含めた垂直統合の動きも活発化している。これらの、ユーザの囲い込みや支配的なエコシステム構築を志向する動向は、我が国にとって、将来市場の獲得機会の喪失のみならず、ベンダーロックイン等の様々なリスクを内包している。このため、勝ち筋となり得る戦略的かつ集中的な取組を通じて、市場への早期参入や将来的なリスクの低減を図ることも重要である。

以上を踏まえ、今後の計算科学技術の推進に当たっては、AIとの融合やヘテロジニアス・コンピューティングといった先端的な技術動向を踏まえた挑戦的な研究開発に取り組むことに加え、これらの研究成果を国際的なエコシステムの中でいかに普及・展開していくかを、戦略的に検討していくことが重要である。特に、スーパーコンピュータ「富岳」（以下「富岳」という。）の後継機として、2030年頃までの稼働開始を目指して開発が進められている次世代フラッグシップシステム（開発コードネーム「富岳NEXT」）は、アプリケーション性能の高度化やAI for Scienceへの対応といった「技術革新」に加え、標準規格や既存エコシステムとの高い親和性を有するシステム構築による「持続性・継続性」を重視している。さらに、「Made with Japan」のコンセプトの下、国産技術の高度化と戦略的不可欠性の確保、グローバルマーケットへの展開、国

際協調によるプロジェクト推進を企図している。「次世代計算科学グランドリーチプログラム」（以下「本プログラム」という。）は、こうした政府戦略との相乗効果にも勘案しつつ、「富岳」等のスーパーコンピュータを利用し「世界と繋がり、世界に普及する成果の創出」を目指したアプリケーション等の開発を推進する。

## 2. 事業の概要

昨今急速に進む技術進展や計算科学における手技・手法の変革、アプリケーションの開発環境・体制の潮流や産業応用・事業展開の最新の動向等を踏まえつつ、「世界と繋がり、世界に普及する成果の創出」を目指した戦略的なアプリケーション等（ライブラリやミドルウェアを含む。以下同様。）の開発を推進する。本公募では、特に「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）において定められている「重要技術領域」<sup>1</sup>への早期の実装を見据えて、我が国において蓄積されてきたGPUベースのアプリケーション等の加速部（GPU等）への対応や、これを通じたAI融合や高速化を推進することで、同技術領域における国際的に競争力のあるアプリケーション等の普及と持続的なエコシステムの構築を図る。

この実施に当たり、本プログラムにおいて、本年1月に公募を開始した3つの支援区分（区分A～C）とは別に、新たに区分Dとして「重要技術領域早期開発区分」を設定する。本公募は、この区分Dの公募・採択等に係るものであり、区分A～Cの事業概要や公募内容については「次世代計算科学グランドリーチプログラム公募要領」（令和8年1月）の通りとする。

なお区分Dは、内閣府「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）」の施策<sup>2</sup>の一部として、令和7年度より開始した文部科学省公募事業「次世代HPC・AI開発支援拠点形成」と密に連携し、加速部対応等の取組を効果的かつ効率的に推進する。

## 3. 募集内容

### （1）対象機関

本プログラムにおける公募対象機関は、以下に掲げる「①代表機関」とする。ただし、以下に掲げる「②協力機関」や「③連携機関」が代表機関と協力して本プログラムを実施しても構わない。なお、協力機関及び連携機関は必須ではない。

#### ① 代表機関

以下に掲げる機関であって、本プログラムの実施に必要な事務手続きを行うことが可能な日本国内の機関。

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関法人

<sup>1</sup> ①造船関連技術、②航空関連技術、③デジタル・サイバーセキュリティ関連技術、④農業・林業・水産関連技術、⑤資源・エネルギー安全保障・GX関連技術、⑥防災・国土強靱化関連技術、⑦先端医療関連技術、⑧製造・マテリアル（重要鉱物・部素材）関連技術、⑨モビリティ・輸送・港湾ロジスティクス（物流）関連技術、⑩海洋関連技術、⑪防衛産業関連技術、⑫AI・先端ロボット関連技術、⑬量子関連技術、⑭半導体・通信関連技術、⑮バイオ・ヘルスケア関連技術、⑯フュージョンエネルギー関連技術、⑰宇宙関連技術を指す。

<sup>2</sup> 令和8年度採択施策「AI・GPU時代の先端アプリケーション実装基盤構築」

- ・ 国立研究開発法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関
- ・ その他法律に規定されている法人（法人格を有する民間企業等を含む）

## ② 協力機関

以下に掲げる機関であって、代表機関と共同研究契約等を締結している、又は締結する予定であり、本プログラムの補助金等から資金配分を受ける日本国内の機関。

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 国立研究開発法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関
- ・ その他法律に規定されている法人（法人格を有する民間企業等を含む）

## ③ 連携機関

以下に掲げる機関であって、代表機関や協力機関で実施される課題内容について代表機関・協力機関からの資金配分は受けずに協力、連携を行う機関。

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 国立研究開発法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 公設試験研究機関
- ・ その他法律に規定されている法人（法人格を有する民間企業等を含む）

## (2) 申請者

本プログラムにおける申請者は、代表機関の長とする。

また、代表機関に所属する者の中から、以下の者を指定するものとする。

### ① 研究開発課題責任者

課題の推進に責任を持つ者。

研究開発課題責任者は、複数の異なる課題の研究開発課題責任者になることはできない。なお、異なる課題に研究開発課題責任者でない参加者として参画することは可能である。

## ②事務連絡担当者

文部科学省及び管理法人<sup>3</sup>との事務連絡を速やかに行うことができる者。

### ○重複申請の制限

- ・ 同一の代表機関が複数の異なる課題を申請することは妨げない。
- ・ 同一又は類似の研究テーマで本プログラム以外からの競争的研究費等の配分を受けている場合は、「10. 留意事項（1）」に十分留意すること。
- ・ 同一又は類似の研究テーマで「富岳」を利用した研究課題を本プログラム以外で既に実施している場合や応募中の場合、「10. 留意事項（1）」の「競争的研究費その他の研究費」同様、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し等を行うことがあるので留意すること。

なお、研究開発課題責任者及び事務連絡担当者の連絡先については、本プログラムの円滑な実施のために、管理法人及び「富岳」の運用機関である理化学研究所計算科学研究センターに共有する。

## (3) 区分Dの概要及び他の区分との重複について

### (D) 重要技術領域早期開発区分

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日）において定められている「重点技術領域」での早期実装を目指した取組であり、これまでの研究開発を通じて得られたアプリケーション等のソフトウェア資産について、加速部（GPU等）への対応を行い、先端AIとの融合や用途に応じた最適化、技術実証等を推進することで、国際的に競争力のあるアプリケーション等の普及と持続的なエコシステムの構築を図るもの（なお、区分Aの趣旨であるエコシステムの中核になるアプリケーション等の開発であることや、区分Bの趣旨である派生的なアプリケーション等の開発であることのいずれかを問わない）。

課題の審査においては、特に、「重点技術領域」との親和性や、当該技術領域においてもたらされるインパクト（成果による市場獲得や産業競争力の底上げ、革新的な手法の導入等）、成果の社会実装と持続的なエコシステムの構築・普及に向けた体制や計画等を評価する。

---

<sup>3</sup> 本プログラムを実施するに当たって必要となる事務手続き、各代表機関と文部科学省間の情報伝達の仲介や維持、個別課題間の連携促進や人材育成に資する業務、本プログラム全体としての広報活動に加え、個別成果に係る広報・普及活動の伴走支援等を実施する機関であり、文部科学省が本公募とは別途選定する。

本区分の採択課題については、文部科学省「次世代HPC・AI開発支援拠点形成」の採択機関が運営する「次世代HPC・AI研究開発支援センター(HAIRDESC)」との連携の下、研究開発等の取組を進めることとする。なお、本区分への申請に際して同センターと事前に協議や調整等を進める必要はない。

本年1月に公募を開始した本プログラムにおける他の3つの支援区分(区分A～C)への重複申請は妨げないが、支援を受けることができるのは1つの課題につき、1つの区分までとする。

(参考) 区分A～Cの概要

(A) エコシステム創出区分

国際市場やコミュニティにおける高いシェアの獲得・維持を目指し、国際的なソフトウェアエコシステムの中核となり得る革新的なアプリケーション等の大規模な研究開発を行うもの。

課題の審査においては、特に、ポスト富岳時代(2030年代)のエコシステムの中核となり得る世界最先端の研究開発であることや、成果物の具体需要の高さと普及計画、成果物の維持・管理・高度化等を担うコミュニティ形成と拡大に向けた体制や計画等を評価する。

(B) エコシステム連動区分

国際コミュニティにおけるプレゼンス向上や優位性確保等を通じた多面的便益創出を目指し、国際コミュニティにおいて広く普及している(支配的な)ソフトウェア及びそれらのエコシステムを基盤とした派生的なアプリケーション等の研究開発を行うもの。

課題の審査においては、特に、波及効果の高いプラットフォーム上での先端的研究開発(派生的開発)であることや、そのアプローチの独自性や革新性、コミュニティ内での成果物の浸透や貢献度の高さに関する見込み、成果物の普及に向けた計画等を評価する。

(C) 一般区分(計算資源の提供のみにより実施)

区分A又はBの趣旨に基づきつつ、他の競争的研究費等で実施する研究開発と連動し、計算科学の発展・利用加速に資する先端基盤的な研究開発を行うもの。

区分A又はBに準じた内容のほか、計算資源利用以外の研究推進に必要な他の競争的研究費の獲得状況等を評価する。

#### (4) 事業期間

最長で事業開始日<sup>4</sup>（令和8年度中）から令和10年度までとする。

なお、毎年度交付申請の手続きを行う必要がある。

#### (5) 事業規模

##### ①実施予定額

本プログラムの実施に必要な経費について、補助金として、代表機関に交付する。各年度における課題ごとの補助金の上限額<sup>5</sup>（直接経費の30%に当たる間接経費を含む。）は、70百万円とする。

令和8年度の交付額は、後述する審査の結果を踏まえて文部科学省が決定する。

なお、令和9年度以降の交付額は、本プログラムに措置される予算や、後述する毎年度の評価結果及び文部科学省で採択課題の審査・評価を実施するために開催される有識者会議（以下「ワーキンググループ」という。）での検討を踏まえ、文部科学省が決定する。

##### ②計算資源配分（全区分共通）

本プログラムの実施に必要な「富岳」の計算資源について、代表機関に配分する。「富岳」の利用に当たっては、「富岳」の利用に関する諸規程に従うこと。令和8年度における課題ごとの計算資源配分量の上限は、10百万ノード時間積とする<sup>6</sup>。

なお、令和9年度以降に配分する「富岳」の計算資源量は、「富岳」の稼働状況等を踏まえ変更することがある。また、年度当初に配分決定した計算資源量は、「富岳」の稼働状況等を踏まえ年度途中に変更することがある。また、国内の計算資源の整備動向等を踏まえ、今後「富岳」以外の計算資源の配分を行う可能性がある。

#### (6) 採択予定件数

3件程度

#### ○参考：支援の区分・事業規模等のまとめ

支援の区分	区分A	区分B	区分C	区分D
-------	-----	-----	-----	-----

<sup>4</sup> 原則として交付決定日となる。事前着手についてはP12を参照すること。

<sup>5</sup> あくまでも上限であり、いずれの課題においても研究開発内容に応じた効率的な予算の執行が求められる。申請に当たっては適切な予算額の計上に努めること（提案の採否に影響する評価項目であることに留意）。

<sup>6</sup> あくまでも上限であり、いずれの課題においても効率的な計算資源の利用が求められる。申請に当たっては適切な計算資源配分量の計上に努めること（提案の採否に影響する評価項目であることに留意）。

事業期間 (最長)	交付決定日(令和8年度中)から 令和12年度まで			交付決定日から 令和10年度まで
支援金額 (R8年度・上限)	120百万円	50百万円	-	70百万円
計算資源配分 (R8年度・上限)	70百万ノード時間積			10百万ノード 時間積
採択件数	3件程度	10件程度	15件程度	3件程度

#### 4. 申請要件

本プログラムへの申請に当たり、以下の要件を満たすこと。

- ①代表機関が本プログラムの実施に必要な事務手続きを行うことが可能であること。
- ②代表機関が管理法人、協力機関及び連携機関と連携し、本プログラムの円滑な実施に寄与できる体制が整っていること。
- ③代表機関、協力機関及び連携機関（以下「研究機関」という。）が連携して以下の事項に対応可能であること。

(i) 成果発表・社会実装・人材育成、広報普及・アウトリーチ

本プログラムにより得られた成果について積極的に公開する。区分A及びBにおいては、課題実施期間中少なくとも年1回は本プログラムで得られた成果を報告する成果報告会もしくはシンポジウムを開催する（本プログラムの他の課題との共同開催、管理法人が開催する一般向けのシンポジウム等での発表でも可）。

若手や女性研究者の積極的な登用や、新たな人材の参入、計画的な人材育成を図る。

文部科学省が推進する「次世代HPC・AI開発支援拠点形成」において実施される技術支援プログラムや、アプリケーション開発者等の分野横断的な交流の機会（シンポジウムやハッカソンなどの研究開発イベント等）を積極的に活用するとともに、本プログラムにおける研究開発や人材育成を効果的かつ効率的に推進する。

管理法人と協力して本プログラムで開発されたアプリケーションの普及、啓発活動、新規ユーザの開拓・拡大、成果についてのホームページでの公開、国際学会等への出展等、広報普及・アウトリーチ活動を行う。

成果発表のプレスリリースやシンポジウム開催等、個別の情報発信については、管理法人と協力して広報を行う。また、その際は、「10. 留意事項（19）」のとおり表示を行うこと。

(ii) 報告及び評価

○報告

代表機関は、毎年度、研究開発等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、期限までに文部科学省に報告すること（「10. 留意事項」（8）参照）。

○評価

ワーキンググループにおいて、事業年度毎に進捗評価を実施

するとともに、事業終了年度に事後評価を実施することとする。

また、各評価は、必要に応じて書面審査及びヒアリング審査により実施するため、文部科学省及び管理法人の求めに応じて対応を行うこと。

なお、進捗評価による評価結果を踏まえ、事業計画の変更を求めることがある。

### (iii) HPCI-IDの取得

本プログラムの実施時にはHPCI-IDが必要となるため、HPCI-IDが未取得であれば、本プログラムの交付申請までにHPCI申請システムWebサイトにてHPCI-IDを申請し取得すること（申請手順は、以下の「HPCIクイックスタートガイド」を参照）。

HPCI-IDは、研究開発課題責任者の他、本プログラムで「富岳」を利用する課題参加者全員に必要となる。HPCI-ID取得時の情報（メールアドレス等）は「富岳」の利用促進機関からの連絡に使用することから、取得済みの場合も登録内容を確認の上、適宜情報を更新すること（HPCI-IDは1個人に1つのみ発行される。有効期限は発行から10年間）。

#### ○ HPCI申請支援システム

<https://www.hpci-office.jp/entry/>

#### ○ HPCIクイックスタートガイド

<https://www.hpci-office.jp/materials/hpci-startguide.pdf>

### ④達成すべき成果目標及び具体的な成果指標等の設定

申請者は、本プログラムによって達成すべき目標やその進捗状況を自己評価するための成果指標（KPI、アウトカム指標）及び当該成果指標に向けた進捗把握のためのモニタリング指標（アウトプット指標）を、課題の性質に応じて以下の観点ごとに1つ以上設定すること。なお、これらに加えて、独自の観点や成果指標等を設定しても構わない。

原則として、本プログラムの終了年度までの年度ごとに、定量的な指標を設定することとする。ただし、定量的な指標を設定することが困難な場合は定性的な指標を設定することができる。

設定された成果指標等は年度毎の進捗評価にも用いられる。必要に応じて、成果指標等の追加・見直しを求めることがある。

#### ○ 3つの観点と考え方

【観点① 国際環境での技術的意義や競争優位性の評価】

<成果指標の例>

- ・ 国際コンテスト等を通じたアプリケーション等の国際ベンチマークにおける性能指標
- ・ 海外機関・国際的専門家等による技術評価の取得や国際的技術レポート等への引用・掲載件数に係る指標

<モニタリング指標の例>

- ・ 国際ベンチマークの実施回数、国際学会等での研究発表回数
- ・ TRL (Technology Readiness Level : 技術成熟度レベル) の到達
- ・ 新規開発項目の内訳と開発済項目の比較

【観点② 国際環境での普及に向けた評価】

<成果指標の例>

- ・ 国内外の開発者によるAPIやSDK等の利用件数
- ・ OSSとしてのFork数・Star数・Issue/PR数・Contributor数
- ・ 国内外プロジェクト等での導入件数
- ・ 成果物の普及計画の策定

<モニタリング指標の例>

- ・ APIやSDK等の整備や言語対応、OSSとしての公開等に向けた状況
- ・ フィードバック取得件数、事例の蓄積
- ・ 国内外への広報・アウトリーチ活動の件数や参加人数
- ・ 普及計画の策定に向けた状況

【観点③ 成果物の管理や事業化等に向けた評価】

<成果指標の例>

- ・ 成果物の維持・管理・高度化等を行う共同運営体制の構築
- ・ 民間事業者への成果物の技術移転又はスタートアップの創出
- ・ コミュニティ維持に必要な具体的な資金・運営計画の策定

<モニタリング指標の例>

- ・ 想定される成果物の事業化・管理主体との連携状況
- ・ ステークホルダー（想定利用者）との連携状況
- ・ パイロットモデルへのトップユーザからのフィードバック件数
- ・ 技術移転や民間事業化等に向けた具体の引き合い件数
- ・ 資金・運営計画の策定状況

## 5. 補助対象経費

本プログラムの補助対象経費は、高性能汎用計算機高度利用事業費補助金交付要綱及び取扱要領に定める直接経費及び間接経費とする。

費目等の詳細は「別紙1」を参照すること。

### ○補助金に係る留意事項

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行うこと。補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降についても補助金を交付しないことがある。

事業期間中に設定される進捗評価の評価によっては事業計画の見直し等の要求がなされる場合がある。

補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。なお、文部科学省が認めた場合、補助事業者は、やむを得ない理由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合に限り、補助金の交付決定前に事業に事前着手することができる。ただし、文部科学省が認めた事前着手の開始が可能な日以前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも補助対象経費として認められないので留意すること。

また、本補助金の直接経費と他の経費による合算使用における諸条件は、高性能汎用計算機高度利用事業費補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）6.（5）に定めるところによるものとする。

なお、事業の進捗に伴い、事業計画の変更、研究に関する諸条件の変更、気象の影響及び資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

## 6. 公募期間

公募期間は以下のとおり（期限厳守）。

令和8年4月28日（火）～令和8年6月26日（金）17:00まで

※事業計画書等の提出資料や提出方法等については後述する「9. 提出資料・提出期限等」を参照すること。

※提出期限を過ぎて行われた申請については理由の如何を問わず一切受け付けないので注意すること。

### ○参加表明

申請予定者の数を予め把握するため、本プログラム区分Dへの申請を予定している者は、期日までに以下の申請システムより原則参加表明を行うこと。

申請システム：<https://forms.office.com/r/tzzTZGebps>

申請期日：令和8年6月1日（月）12:00（原則）

## 7. 公募説明会の実施、質問回答

### （1）公募説明会の実施

本プログラムの内容、申請の手続き等についての説明会を以下のとおり実施する。

日時：令和8年5月12日（火）14:00～15:00（13:45開場）

会場：オンライン開催（Zoomを使用予定）

参加希望者は、5月11日（月）12:00までに、以下の参加登録システムより、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを登録すること。

なお、本プログラムへの申請に当たり、本説明会への参加は必須ではない。

### ○参加登録システム

<https://forms.office.com/r/Nze5HS1R6A>

### （2）質問回答

本プログラムに関する問合せは、以下の問合せフォームから受け付ける。

○問合せフォーム：[https://forms.office.com/r/KuRvp8Fs\\_j9](https://forms.office.com/r/KuRvp8Fs_j9)

○受付期間（原則）

令和8年4月28日（火）～令和8年6月18日（木）17:00まで

なお、問合せに当たっては以下の点に留意すること。

- 回答については、「12. 問合せ先」に記載の担当部署からメールで行うため、「[grip-mgmt@mext.go.jp](mailto:grip-mgmt@mext.go.jp)」からのメールを受信できるよう設定すること。なお、回答メールの件名は「【質問回答】次世代計算科学グランドリーチプログラム（受付番号：〇〇）」にて送付する。
- 審査状況、採否に関する問合せには一切回答しない。
- 公募期間中については、質問者のみが有利になるような質問・相談等については回答しない。
- 公平性の観点から、原則として電話での問合せには回答しない。
- 質問等に係る重要な情報は文部科学省ホームページに開示する。

## 8. 審査方法、審査基準、交付手続等

### (1) 審査方法

ワーキンググループの委員（以下「委員」という。）は、代表機関からの申請書に基づき、必要に応じて書面審査及び非公開のヒアリング審査を行うこととする。ヒアリング審査においては、代表機関がプレゼンテーションを行うこととする。委員は審査に必要な場合、代表機関に対し資料の追加提出を求めることができる。

審査の結果に基づき、ワーキンググループが採択課題候補を選定することとする。また、ワーキンググループは実施計画の修正等を条件として採択課題候補を選定することができる。

採択件数及び採択課題等の選定は、ワーキンググループにおける審査・評価により決定する。

### (2) 審査基準

審査基準については別添「審査基準」のとおり。なお、提案書の補足情報として、「ステークホルダー評価」を提出することができる。ステークホルダー評価は、成果物の具体需要の高さやユーザ数（コミュニティ）の広がり、蓋然性を定性的に確認するものとして利用するものであり、提出を推奨する。

### (3) 委員の遵守事項

#### ①秘密保持

- (i) 委員は、審査の過程で知り得た申請者の申請内容に係る情報及び個人情報について、外部に漏らしてはならない。
- (ii) 委員は、委員として取得した情報（事業計画書等の各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (iii) 委員は、申請者等から何らかの不公正な働き掛けや接触があった場合、必ず事業担当部局にその旨を申し出なければならない。

#### ②利害関係者の排除

利害関係の事実又は可能性のある委員は、文部科学省における事業担当部局にその旨を申し出ることとする。

なお、以下の「利害関係の範囲」のうち、(i)～(iii)に該当する場合、当該委員は原則、本プログラムの審査を行わないこととし、(iv)に該当する場合は、事業担当部局は当該委員の審査の可否についてワーキンググループに決定を求めることとする。ただし、当該委員自ら本プログラムの審査を辞退した場合はこの限りではない。

#### <利害関係の範囲>

- (i) 申請者の応募書類の中に何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- (ii) 委員自身が所属している法人等から申請があった場合
- (iii) 委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合等、中立・公正に審査を行うことが困難であると委員自ら判断する場合
- (iv) その他、研究機関（研究機関が法人の場合はその役員、その他申請書の中の研究開発課題代表者、又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該申請機関等の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

#### (4) 選定結果の通知

全ての審査終了後、申請者に採択の可否を通知する。なお、審査の途中経過についての問合せには一切応じられない。

採択に当たっては、研究開発の内容、事業期間、事業に要する経費・計算資源量及び実施体制等に関し、条件を付すことがある。

#### (5) 交付手続等

課題の実施に際しては、文部科学省が定める「高性能汎用計算機高度利用事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）等に則り、補助金交付に係る諸手続が必要となる。

補助金の交付に当たっては、課題計画の所要経費の積算等を提出することとなるが、補助額は課題計画の内容等を総合的に勘案し、当該年度の予算の範囲内で決定する。

#### (6) 情報公開等

- ① ワーキンググループの議事要旨は、原則非公開とする。
- ② 採択の決定後、文部科学省ウェブページへの掲載等により、採択課題等についての情報を公開する。

### 9. 提出資料・提出期限等

#### (1) 申請書類

- ・ 申請様式（様式1～6及び提出書類チェックシート）
- ・ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

- ・ 8. (2) の記載の「ステークホルダー評価」に係る資料（推奨）

本プログラムの申請書類様式は、以下の文部科学省ウェブページの公募情報、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）のポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）よりダウンロードすること。

- 文部科学省ウェブページ

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/boshu/detail/mext\\_00494.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00494.html)

- ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

## (2) 申請方法

- ① 申請様式及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価」に関する認定・通知等の写し

- ・ e-Radを用いて申請すること。e-Radでの申請方法の詳細については、「11. e-Radの利用方法」を参照すること。

- ② 「ステークホルダー評価」に係る資料（推奨）

- ・ 以下のフォームから必要事項を入力して提出すること。

○ステークホルダー：<https://forms.office.com/r/yWGptcuZJz>

○申請者：<https://forms.office.com/r/axV5S1bt9u>

※提出内容の信頼性向上のため、ステークホルダーと申請者との間で共通のキーワードを設定し、申請フォームの「1. キーワード」に入力すること。ステークホルダーと申請者双方からの提出がない場合は、原則として評価の対象としない。

## (3) 提出期限

令和8年6月26日（金）17:00まで（期限厳守）

※提出期限後の資料の提出は一切認められない。また、資料の差し替え及び訂正は、原則として申請した区分の審査が終了するまで認められないため、提出期限を順守するとともに、提出資料の内容について事前に十分に確認すること。

なお、「「ステークホルダー評価」に係る資料」については、申請した区分の提出期限前に限り、差し替え及び訂正した資料を提出することができる。

## (4) 留意事項

- ・ 申請書類は、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成

することとし、日本語で記載することとする。また、申請書類の様式を守ること。

- ・ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともある。なお、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがある。この場合、虚偽の記載等を行った研究機関又は責任者について、一定期間本プログラムへの参加を制限する（他の競争的研究費制度等においても、参加が制限される場合がある。）。
- ・ 採択課題の代表機関に対しては、別途、採択通知及び補助金交付申請手続に関する連絡を行う。

## 10. 留意事項（補助対象事業）

本プログラムにおける区分Dは競争的研究費制度に該当する。申請・採択後の事業実施に当たっては、以下の内容に留意すること。

### （1）不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの<sup>7</sup>。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行う。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではないが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがある。

#### ○過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがある。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間<sup>8</sup>に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

<sup>7</sup> 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

<sup>8</sup> 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがある。

#### ○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供すること。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究開発課題責任者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載すること。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがある。

研究費に関する情報のうち、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下のとおり取り扱う。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めらる。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出することが可能。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もあるが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われません。

なお、今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討すること。

ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることに留意すること。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援<sup>9</sup>を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求める。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがある。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある。

(2) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強かに推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境をすることが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保することが重要である。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しているが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。

(3) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

○安全保障貿易管理について

<sup>9</sup> 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっている。そのため、研究機関が当該補助事業等の研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制<sup>10</sup>が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者（特定類型<sup>11</sup>に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合があるので留意すること。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについても留意すること。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されているので、詳しくは以下を参照すること。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<sup>10</sup> 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っている。

<sup>11</sup> 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指す。

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/guidance5.pdf>
- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf)

(4) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」(令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡)において依頼しているところ、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされている。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応すること。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照すること。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳  
(外務省告示第 463 号(平成 28 年 12 月 9 日発行))  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(5) 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

(6) 府省共通経費取扱区分表について

本プログラムでは、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しているので、経費の取扱いについては別紙 1 の府省共通経費取扱区分表を参照すること。

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められている。これを踏ま

え、本プログラムにおいて、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費を支出することが可能。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、別紙2及び別紙3においても必要な要件や手続の方法を定めているので、参照すること。）

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本プログラムにおいて、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としている。

(7) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内とする。

(8) 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応している。

(i) 文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

(ii) 会計実績報告書の提出期限は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(iii) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めること。

(9) 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保すること。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管すること。

間接経費の配分を受けた研究機関は、取扱要領第16条に定める間接経費執行実績報告書を提出するほか、毎年度の間接経費の使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告すること（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告すること）。

報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル（[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)）又は「よく

ある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照すること。

(10) 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされている。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月6日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められている。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定した。

これらを踏まえ、本プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組むこと。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要である。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意すること。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進すること。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」

[閣議決定（R3.3.26）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略2025」[閣議決定（R7.6.6）]

[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025\\_zentai.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf)

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」  
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r50524.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」  
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanken01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf)  
【参考：概要版 YouTube】[https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)
- 「大学連携研究設備ネットワーク」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」  
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」  
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

(11) 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められている。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされている。

これらを踏まえ、本プログラムにおいて、研究の遂行に必要な博士課

程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこと。また、本プログラムへ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行うこと。

(留意事項)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としている。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としている。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度<sup>12</sup>の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示している。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断いただくため、上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではない。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮すること。

## (12) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされている。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、用途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度

<sup>12</sup> 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日～20日)の勤務時間(7時間45分～8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)

の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されている。

これらを踏まえ、本プログラムにより、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めること。

(13) 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしている。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしている。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められている。

これらを踏まえ、本プログラムにおいても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととする。

- ・ 体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れのある研究開発については、性差を考慮して実施すること。
- ・ 理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とする。
- ・ 研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とする。
- ・ 上記2点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とする。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とする。

(14) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手

研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本プログラムにおいて雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本プログラムから人件費を支出しつつ、本プログラムに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能である。詳しくは別紙4を参照すること。

(15) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられている。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられている。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組に努めること。また、当該取組への間接経費の活用も検討すること。

- ・ 申請書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」という。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載すること。なお、キャリア支援活動計画は審査の際に確認する。
- ・ 若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方にに基づき、上記の申請書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に入れて含めることができる。
- ・ 中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告すること。その内容はプラスの評価の対象とする。  
また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とする。

(16) URA 等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されている。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されている。

これらを踏まえ、本プログラムにより、URA 等のマネジメント人材を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めること。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組に努めること。また、当該取組への間接経費の活用も検討すること。

(17) 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）（別紙5参照）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされている。

本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むよう努めること。

(参考) 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

(18) 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められている。

については、本プログラムに採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行すること。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、文部科学省研究振興局参事官（情報担当付）計算科学技術推進室で定めたメタデータ<sup>13</sup>を付与すること。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能である。

(19) 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、本プログラムにより助成を受けたことを表示すること。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本プログラムにより助成を受けた旨を記載する場合には、以下の記載例を参考に記載すること。論文投稿時も同様とする。なお、本プログラムの体系的番号は、採択後に研究機関に対して通知する。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおり。

(i) 論文に関する事業が一つの場合

【英文】

This work was supported by MEXT Next-Generation Computational Science Global Reach & Innovation Program Japan Grant Number

【体系的番号を記載】.

【和文】

本研究は、文部科学省次世代計算科学グランドリーチプログラム  
【体系的番号を記載】の助成を受けたものです。

(ii) 論文に関する事業が複数（二つ）の場合

【英文】

This work was supported by MEXT Next-Generation Computational Science Global Reach & Innovation Program Japan Grant Number

【本プログラムの体系的番号を記載】 and MEXT YYYY Program Japan Grant Number  
【別事業の体系的番号を記載】.

【和文】

本研究は、文部科学省次世代計算科学グランドリーチプログラム  
【本プログラムの体系的番号を記載】， 【文部科学省□□事業】  
【別事業の体系的番号を記載】の助成を受けたものです。

(20) 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学

---

<sup>13</sup> 公開するデータ自体がどのようなデータであることを示す情報のこと。データの作成日時や作成者、データ形式、タイトルなど。データを一元的、かつ効率的に管理するためなどに用いられる。

技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設した。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和8年4月時点で、28件のサービスを認定している。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスが存在するので、ご活用いただきたい。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより確認できる。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

(21) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本プログラムの応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）<sup>14</sup>の内容について遵守する必要がある。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めること。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがある。

(22) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの交付に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要である。（チェックリストの提出がない場合の交付は認められない。）

このため、令和8年4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和8年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入し、交付決定時までに文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）すること。

<sup>14</sup> 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

なお、令和7年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず交付が認められるが、この場合は、令和8年度版チェックリストを令和8年12月1日までに提出すること。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要がある。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関（本プログラムにおける「連携機関」）については、チェックリストの提出は不要である。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

○体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行うこと。

## (23) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応する。

### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

#### (i) 交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた課題については、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがある。

#### (ii) 申請及び参加<sup>15</sup>資格の制限等の措置

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>16</sup>に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとる。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概

---

<sup>15</sup> 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

<sup>16</sup> 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合がある。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 <sup>17</sup> （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から <sup>18</sup> ）	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

### (iii) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとする。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、

<sup>17</sup> 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- 表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- 表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

<sup>18</sup> 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

以下のウェブサイトを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

- (24) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度<sup>19</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限する。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となる。

- (25) 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

- (26) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）<sup>20</sup>を遵守することが求められる。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがある。

- (27) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく

---

<sup>19</sup> 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照すること。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

<sup>20</sup> 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイト参照すること。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

#### く取組状況に係るチェックリストの提出について

本プログラムの交付に当たり、各研究機関<sup>21 22</sup>は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要である。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の交付は認められない。）

このため、令和8年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和8年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、交付決定時まで、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）すること。

なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず交付は認められるが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを令和8年9月30日までに提出すること。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要である（本プログラムにおける「連携機関」は、研究不正行為チェックリストの提出は不要）。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1368875\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm)

#### (28) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応する。

##### (i) 交付決定の取消し等の措置

本プログラムの研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがある。

---

<sup>21</sup> 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となる。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要するため、十分に注意すること。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照すること。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

<sup>22</sup> 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要である。

(ii) 申請及び参加<sup>23</sup>資格制限の措置

本プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に關与した者や、關与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に關与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に關与した者		2～3年	
特定不正行為に關与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小	1～2年	

<sup>23</sup> 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限する。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となる。

(iv) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各研究機関において適切に対応すること。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照すること。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

(29) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本プログラムへの研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになる。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者<sup>24</sup>は、本プログラムへの研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要である。

<sup>24</sup> 基本的には機関の代表者を指すが、研究が複数機関跨る場合は、研究代表者となる。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) 〇〇大学長  
(実施責任者が研究者の場合) 〇〇 〇〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

(30) 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本プログラムの公募及び運用において適用する際には、改めて周知する。

## 11. e-Rad の利用方法（補助対象課題のみ）

### （1）e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

#### ○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムである。

※「e-Rad」：府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものである。

#### ○e-Rad を利用した応募方法

本プログラムへの応募は e-Rad を通じて行うこと。

応募に当たっては、e-Rad ポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照すること。

※e-Rad を利用するに当たっての各種申請手続きについては、原則、紙の書類での申請は受け付けていないため、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きを行うこと。

また、応募の際は、特に以下の点に留意すること。

#### （i）e-Rad 使用にあたる事前登録

（<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>）

応募時までには研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となるので、以下の手順で登録を行うこと。

##### ① 研究機関の登録申請

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を選出し、「研究機関の登録申請」（<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>）から手続きを行うこと。

※登録まで日数を要する場合があるため、2週間以上の余裕をもって手続きを行うこと。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はない。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はない。

##### ② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行すること。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト

（[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)）研究機関事務代表者用マニュアル「10. 研究機関手続き編」「11. 研究機関事

務分担者手続き編」「12. 研究者手続き編」を参照すること。

<注意事項>

研究機関に所属しない研究者においては、上記①②によらず、e-Rad 上は「研究者（個人登録）」として登録すること。

(ii) e-Rad での応募申請

・ 研究機関による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト

([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html))

研究機関事務代表者用マニュアルを参照すること。

応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中」、「申請中」となると、応募手続きは完了となる。

・ 研究者による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト

([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html))

研究者用マニュアルを参照すること。

提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となるので注意すること。

応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、「13. 問合せ先」に記載の担当者まで連絡すること。

※配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要だが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではないため、受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了している。

<注意事項>

① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要である。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB である。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意すること。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に「13. 問い合わせ先」に記載の担当者に問い合わせること。

② 申請様式は、原則として PDF 形式でアップロードすること。

③ 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とならないため、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入すること。また、申請書類のフォーマットは原則変更しないこと。

④ 提出後の申請書類の差替えは原則として認めない。また、申請

書類の返却は行わないので、研究機関において保管すること。

## ○その他

### (i) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先

e-Radの操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付ける。e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) をよく確認の上、問い合わせること。

事業内容や応募書類の作成等、e-Rad の操作方法以外に関する問合せについては、「12. 問合せ先」を参照すること。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答しない。

#### 【e-Rad の操作方法に関する問合せ先】

e-Rad ヘルプデスク

T E L : 0570-057-060 (ナビダイヤル)

受付時間 : 9:00~18:00

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

### (ii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働しているが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがある。

サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて周知する。

### (2) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱う。これらの情報については、採択後、適宜本プログラムのウェブサイト等において公開する。

### (3) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行うEBPMを徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用される。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad へ入力すること。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになる。

(4) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は、JST が運営する日本の研究者情報データベースであり、登録した業績情報の公開も可能である。また、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながる。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されていることから、本プログラムの実施者におかれては、researchmap への登録について、積極的なご検討をお願いする。

## 12. 問合せ先

本プログラムに関する問合せ先は以下のとおりである。

文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当）付 計算科学技術推進室

担当者：池田、畔野

E-mail：[grip-mgmt@mext.go.jp](mailto:grip-mgmt@mext.go.jp)

T E L：03-6734-4275

## 13. スケジュール（予定）

	区分D
公募開始	令和8年4月28日（火）
公募説明会	令和8年5月12日（火）
参加表明締切 （原則）	令和8年6月1日（月）12:00
申請締切 （厳守）	令和8年6月26日（金）17:00
審査	令和8年7月上旬～8月上旬
選定結果の通知	令和8年8月下旬～9月中旬
計算機利用承認	令和8年9月中旬～下旬
交付申請等	令和8年9月上旬～下旬
交付決定	令和8年9月下旬～10月中旬

※申請の状況によっては、「審査」以降のスケジュールが変更となる可能性がある。

## 府省共通経費取扱区分表について

### 1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的研究費制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。

### 2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
  - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
  - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
  - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
  - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

### 3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

#### 4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、会計処理や経費区分が本区分表と異なる運用をしている研究機関の負担に配慮し、それぞれの研究機関により適切な経費管理が可能となるよう、配分機関は本区分表を参考に費目を設定できることとする。

# 府省共通経費取扱区分表

制度・事業名：次世代計算科学グランドリーチプログラム

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
物品費	設備備品費	業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの)を含む。		
	消耗品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品 等		
人件費・謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポストドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		※「研究採択者本人の人件費」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは【別紙2】をご確認ください。
	謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等 * 謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		
直接経費	旅費	旅費に關わる以下の経費 ①業務・事業を実施するにあり研究者及び補助員(学部学生・大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ③外国からの研究者等(大学院生を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費) ④研究者等が赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費) 等 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)を含む。 * 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		
		外注費	外注に關わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負) 等 * 「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く	
その他	印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代 等		
	会議費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類は除く) 等		
	通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等		
	光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費		
	その他(諸経費)	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、会場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料、クラウド利用料等) ・特許関連経費 ・業事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により「旅費」に計上するものを除く) ・研究以外の業務の代行に係る経費(ハイアウト経費) 等		※「研究以外の業務の代行に係る経費(ハイアウト経費)」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは【別紙3】をご確認ください。
消費税相当額(委託費のみ)	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち庄産料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等。消費税に関して非(不)課税取引となる経費			
間接経費	直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費。			
再委託費・共同実施費	委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)			

## 研究代表者 (PI) の人件費の支出について

研究代表者 (以下「PI」という。) の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) (以下「申し合わせ」という。) を踏まえ、以下のとおり手続き等を行ってください。

### 1. 対象者

PI として研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

### 2. 支出額

PI の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート (研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合) を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPI が設定する。

### 3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 直接経費にPI の人件費 (の一部) を計上することについて、PI 本人が希望していること。
- (2) PI が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。【申し合わせ別紙参照】
- (3) PI が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

### 4. 申請に係る手続き

※特に (2) (3) については、各事業のルールによる手続きとなるため、各事業のルールに従い、担当課室で判断して記載内容を検討すること。

- (1) 研究機関は、PI 人件費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況 (申し合わせ別添様式1) 及び活用方針 (申し合わせ別添様式2) を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する (提出先メールアドレスは6. を参照)。

(2) PI 及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。

(3) 採択後、PI 及び研究機関は、研究計画書等に PI 人件費を計上する。

#### 5. 執行後の手続き

(1) PI 及び研究機関は、執行年度の翌年度 5 月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。

(2) 研究機関は、執行年度の翌年度 6 月末までに、確保した財源の活用実績の報告書（申し合わせ別添様式 3）を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する（提出先メールアドレスは 6. を参照）。

#### 6. その他

(1) 研究代表者（PI）の人件費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4.（1）及び 5.（2）で提出が必要な様式は、以下の文部科学省ウェブページからダウンロードが可能。

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm)

(2) 本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による人件費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、以下の窓口において対応を行う。

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室

e-mail : [kenkyuhi@mext.go.jp](mailto:kenkyuhi@mext.go.jp)

電話 : 03-6734-4014

## 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm)）を踏まえ、以下のとおり手続き等を行ってください。

### 1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者（以下「PI」という。）本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（※）の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能。

（※）所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PI は所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該PI が研究費の直接経費によりPI 人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

### 2. 所属研究機関において実施すべき事項等

#### (1) バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務（1. を参照）に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・年間に代行出来る上限等
- ・代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・その他、代行のために必要な事務手続き等

## （2）PI との合意

研究機関は、PI が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該 PI との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

## （3）経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

(別紙4)

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(専従義務緩和)について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm)) に基づき、本プログラムにおいて雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本プログラムから人件費を支出しつつ、本プログラムに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、以下のとおり手続き等を行ってください。

1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者(以下「PI」という。)等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- (2) 40歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること。
- (2) PI等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること。
- (3) PI等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)。

3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

#### 4. 実施方法

##### (1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

##### (2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

##### (3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

##### (4) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が 2. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

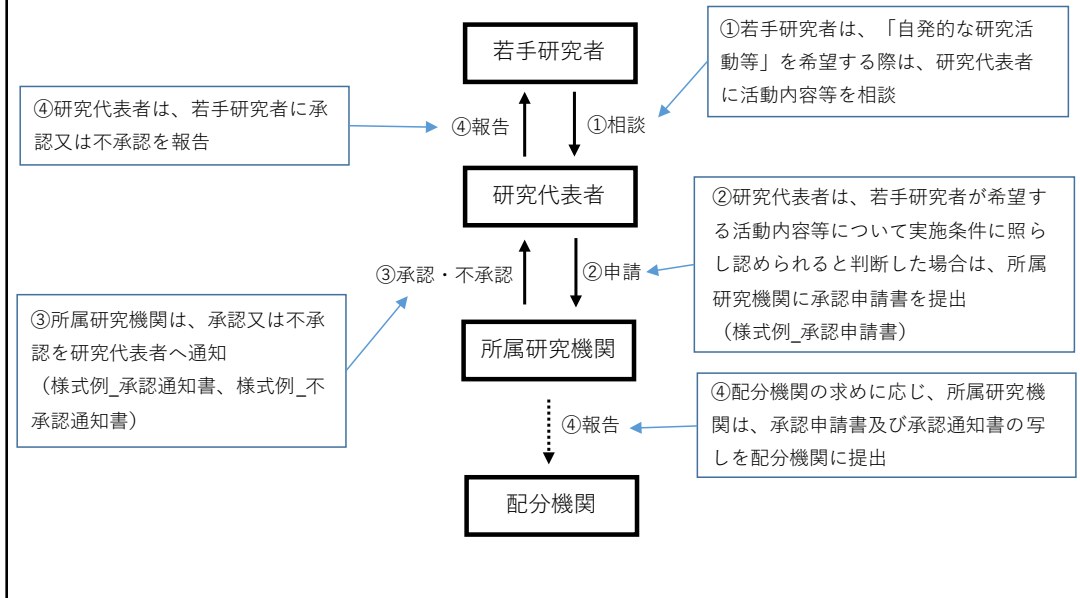
#### 5. 様式例

「4. 実施方法」の(2)及び(3)に係る様式例については、以下の文部科学省ウェブページに掲載しているため、適宜活用いただきたい。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm)

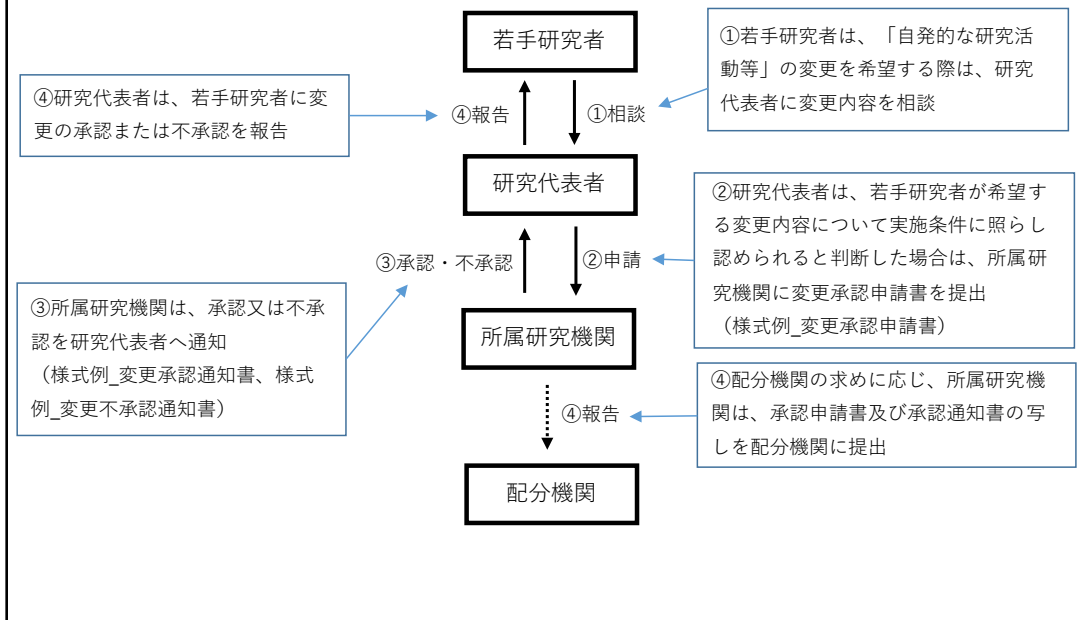
## 自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



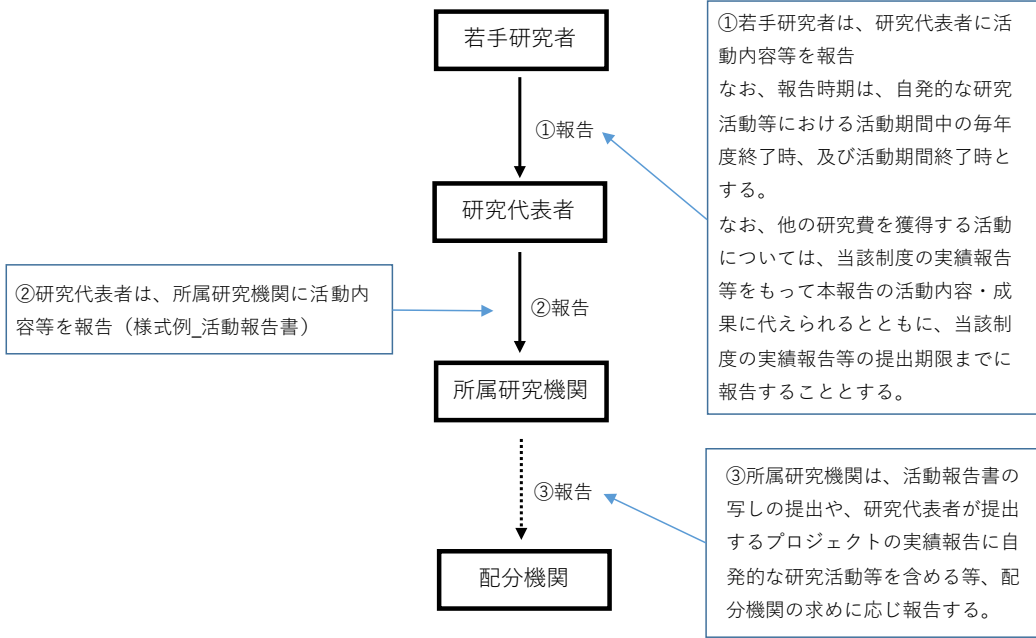
## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



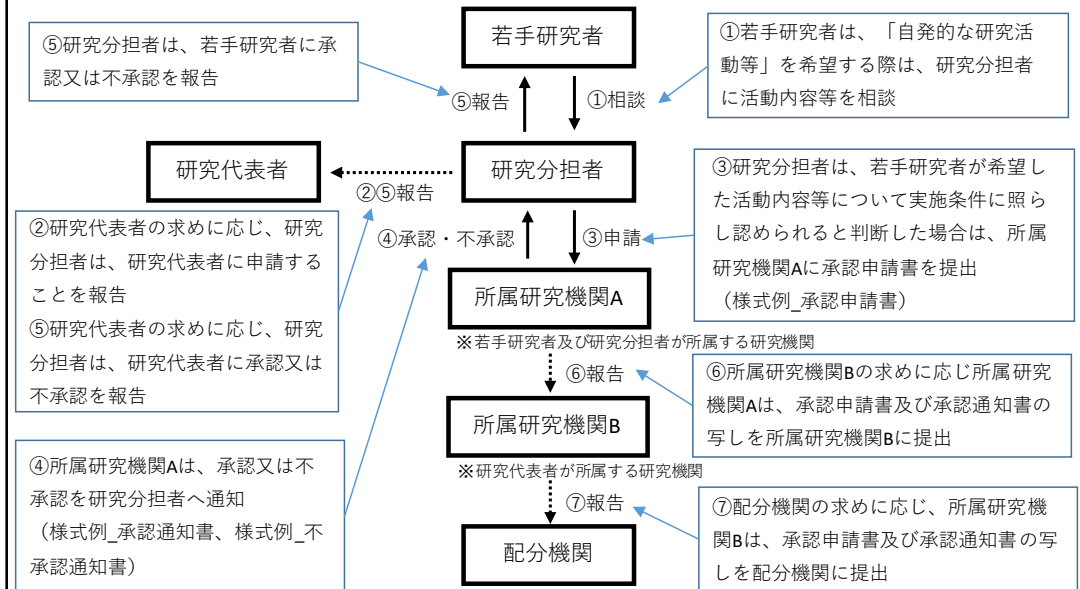
## 自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



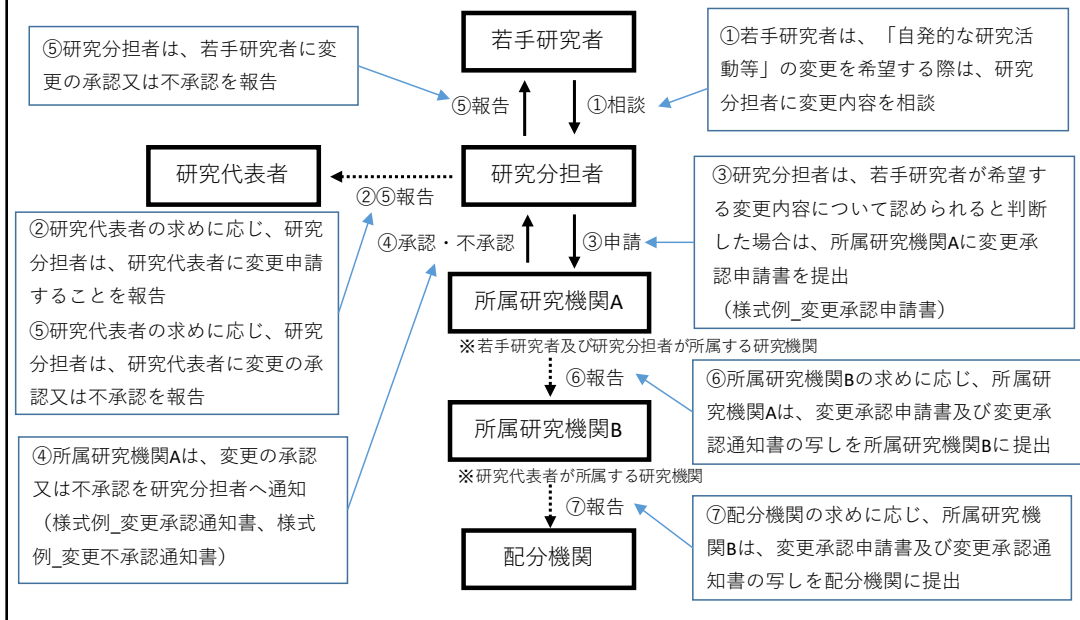
## 自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



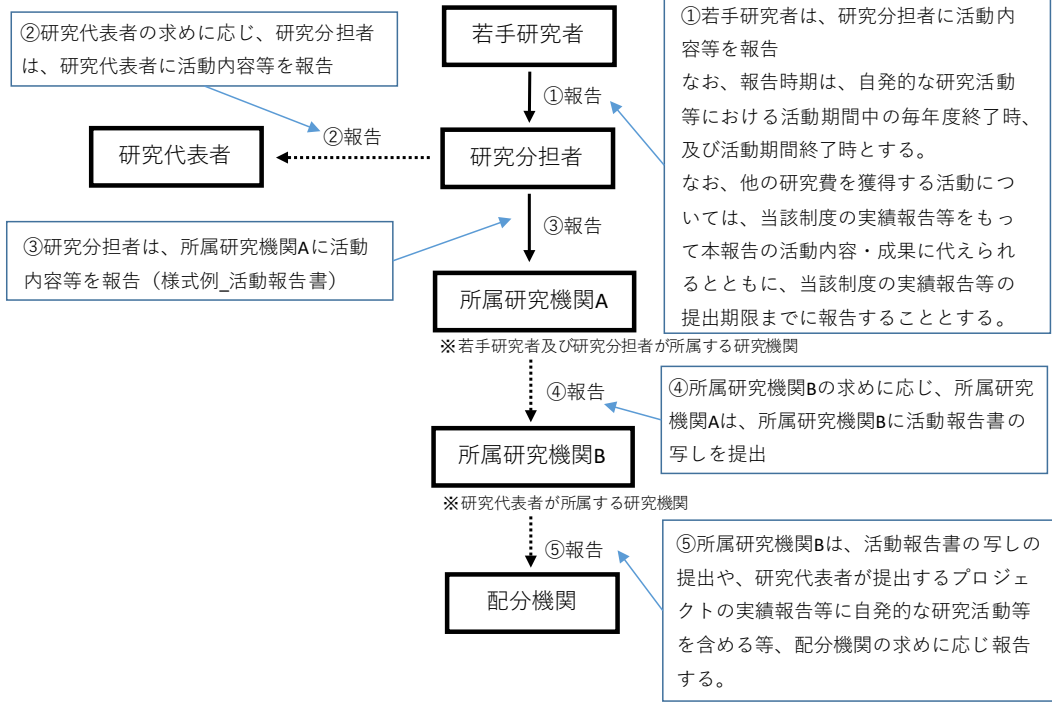
## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



# 自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)



「国民との科学・技術対話」の推進について  
(基本的取組方針)

平成22年6月19日  
科学技術政策担当大臣  
総合科学技術会議有識者議員

1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ①当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研

究資金)の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。

- ②配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施にあたっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。
- ④上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

## (2) 大学・研究機関

- ①大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ②研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。  
なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2(1)③の評価対象の一つとする。

## (3) 取組に際して留意すべき事項

- ①本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。
- ②研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。

なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。

- ③ 研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。
- ④ 地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。
- ⑤ 本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。  
受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

### 3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

### 4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

- ① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業  
児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。
- ② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演  
博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。
- ③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演  
大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。
- ④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

## 実際の活動事例

### ①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

#### (事例1)

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、NASAで凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

#### (事例2)

八戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

### ②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

#### (事例1)

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催されたCOP15（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通してCOP15の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

### ③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

#### (事例1)

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施した。

#### (事例2)

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ（「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等）で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

### ④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

#### (事例1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント（サイエンスアゴラ2009）において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウィルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①～④に限らない取組み事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年3月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年6月には、科学・技術フェスタ in 京都―平成22年度産学官連携推進会議―へ参加・出展した。

(参考2)

◎ 日本の研究者数 約83万9千人(2008年度:総務省調)

(内訳)

大学等	約30万6千人
公的機関	約3万2千人
企業等(NPO含む)	約50万1千人

◎ 競争的資金(8府省) 55,713件

1 5千万円以上

・5千万円以上の件数 1,468件(約2.6%)

・上記の研究者数(実数) 1,329人(約2.4%)

2 3千万円以上

・3千万円以上の件数 2,447件(約4.4%)

・上記の研究者数(実数) 2,188人(約3.9%)

3 1千万円以上

・1千万円以上の件数 7,291件(約13.1%)

・上記の研究者数(実数) 6,159人(約11.1%)

◎ プロジェクト研究資金(7府省) 3,780件

1 1億円以上 469件(約12.4%)

2 5千万円以上 832件(約22.0%)

3 3千万円以上 1,334件(約35.3%)

※内閣府政府研究開発システム調(平成20年度)